

2010年3月25日

関係各位

株式会社東京リーガルマインド
代表取締役 反町 勝夫
LEC 東京リーガルマインド大学大学院
高度専門職研究科会計専門職専攻
研究科長 諸井 勝之助

(財) 大学基準協会による本会計大学院の認証評価結果につきまして

LEC 東京リーガルマインド大学大学院高度専門職研究科会計専門職専攻（以下、本会計大学院という）は 2009 年度に（財）大学基準協会による経営系専門職大学院認証評価の評価結果を受けた結果、同協会の定める経営系専門職大学院基準の一部に適合していないという判定を受けました。

まず、今回の認証評価はそもそも本学の教育研究の質や水準を問題にしたものではなく、さらには本学の教育研究理念と実践、教育研究成果を損なわせるものでもありませんので、この点はどうぞ誤解のないようご理解下さい。

また、今回の認証評価結果により弊社ならびに本会計大学院の運営や 2010 年度春期入学者、在院生および修了生の皆様の日々の学修、資格試験の受験等において何か制限等がかかるといったことは一切ありませんのでご安心下さい。

このたびの認証評価結果につきましては、当社ならびに本会計大学院として承服いたしかねますので、早速、大学基準協会に対し異議申立を行いました。

以下、認証評価に関する詳細ならびに本会計大学院としての見解、今後に向けた方針等についてご説明いたします。

一、専門職大学院認証評価制度について

1. 専門職大学院認証評価制度の概要

専門職大学院を置く大学は、法令（学校教育法第 109 条第 3 項、学校教育法施行令第 40 条）により当該専門職大学院の教育課程、教員組織等その他教育研究活動の状況について、5 年以内ごとに文部科学大臣から認証を受けた評価機関による評価（認証評価）を受けなければならないと定められています。

※本会計大学院は 2005 年 4 月に開設、2009 年度が開設 5 年目にあたることから認証評価機関の一つである（財）大学基準協会に申請を行い、初めて専門職大学院認証評価を受けております。

2. 専門職大学院認証評価の目的について

専門職大学院の水準の向上を図るとともに、認証評価を通じて専門職大学院の質を社会に対して広く保証することとされています。

3. （財）大学基準協会による専門職大学院認証評価の方法について

（財）大学基準協会が定めた認証評価基準に基づき、各大学から提出された①「点検・評価報告書」等の書面評価および②専門職大学院への実地視察に基づく評価、ならびに③認証評価基準への適合性に関する認定を行い、最終的に「専門職大学院認証評価基準に適合している」または「専門職大学院認証評価基準に適合していない」という評価結果が判定されます。

（参 考）大学基準協会が定めている経営系専門職大学院基準（9つの大項目）

- ① 理念・目的ならびに教育目標
- ② 教育の内容・方法・成果
（1）教育課程等 （2）教育方法等 （3）成果等
- ③ 教員組織
- ④ 学生の受け入れ
- ⑤ 学生生活
- ⑥ 教育研究環境の整備
- ⑦ 管理運営
- ⑧ 点検・評価
- ⑨ 情報公開・説明責任

4. 専門職大学院認証評価結果において問題点・改善点として指摘された事項について

認証評価結果が「専門職大学院認証評価基準に適合している、適合していない」のいかんにかかわらず、評価結果において問題点として指摘・勧告された事項については、各大学ではその改善に向けた取り組みを行い、原則として 2 年後に「改善報告書」にまとめ認証評価機関へ提出する必要があります。

二、本会計大学院に対する評価結果について

1. 本会計大学院に対する評価内容について

本会計大学院は 2009 年度、認証評価機関の一つである（財）大学基準協会に申請を行い専門職大学院認証評価を実施いたしました。その結果、（財）大学基準協会が定める専門職大学院認証評価基準に適合していないとの判定がなされました。ただし、この判定は総合評価における判定であり、個別の基準項目においては本会計大学院が優れた取り組みを行っている点として高く評価されている項目もありますので、次に本会計大学院が受けた評価内容について具体的にご説明いたします。

2. 本会計大学院が特に優れた取り組みとして評価された点

(一) 欠席フォロー制度

【評価内容】

学生の復習および欠席者の補講のため、授業内容を録画したDVDを貸し出していることは評価できる。

【本会計大学院の欠席フォロー制度とは】

本会計大学院では教育課程中、基本科目と発展科目については概ね毎回の授業をメディア（DVD）に収録を行っています。主として仕事を有する社会人学生が、授業の当日に急な残業や出張等により授業を欠席した場合において、欠席した授業を後日、自身の都合に合わせてメディア（DVD）で視聴することができる制度です（別途、料金がかかることはありません）。メディア（DVD）視聴のみならず、授業当日に配布された資料や教員の板書もお渡しします。もちろん欠席した授業については履修上の出席扱いにはなりません。欠席した場合でも予め自己学習をしたうえで次回以降の授業に臨むことができます。さらに、一度受けた授業の復習としての活用も活用もできるため、学生の方々からも好評を得ているとても利便性の高い制度です。

● 欠席フォロー制度利用可能時間（原則利用日前日までに予約が必要）

平日 9:30～21:40 土曜日 9:30～18:20

(二) 長期履修学生制度

【評価内容】

社会人学生の学修に配慮して、長期履修学生制度を設けている点は評価できる。

【本会計大学院の長期履修学生制度とは】

院生が仕事の都合などの理由により標準修業年限である2年での修了が困難な場合、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了する制度です。

（以下、本会計大学院長期履修学生制度規則より抜粋）

<申請資格>

1. 在職者（臨時雇用を含む）であって、著しく学習時間の制約を受ける者
2. 家事、育児、介護等に従事している者であって、著しく学習時間の制約を受ける者
3. その他、大学院において長期履修学生制度を利用する相当の理由があると認められる者

<長期履修期間>

- ・ 最長5年まで

<授業料>

1. 長期履修期間の年間授業料は、規定の授業料等に標準修業年限を乗じて得た額を長期履修期間として許可された在学年数で除した額とする。
2. 2年次より長期履修学生制度を利用する場合は、規定の授業料等に標準修業年限数を乗じて得た額から既納の授業料等を差し引いて得た額を長期履修期間として許可された在学年数から既修の在学年数を差し引いた数で除した額とする。

<教育充実費>

- ・ 教育充実費は、毎年度、規定の額を納入する。

<長期履修学生制度の申請例>

- 2年目は仕事の都合で通えない・・・ ⇒ 2年次から長期履修学生制度の適用が可能です。長期履修学生制度の申請は Semester 毎の履修登録期間内であれば可能です。つまり、2年目になって急遽仕事の都合で通学が困難になっても、そこから長期履修学生に切り替えることができます。また、長期履修の期間は一度に限り変更申請が可能です。仕事の状況によって、一旦5年で適用を受けた長期履修期間を3年に変更する、ということもできます。

● 長期履修学生制度の学費

- ・ 入学金 30 万円
- ・ 授業料合計 200 万円（授業料の減免措置等を適用していない場合）
→ 2 年で修了する方と授業料の負担は変わりません（授業料の負担は標準年限の 2 年で修了する場合も、5 年の長期履修で修了する場合も同じです）。
- ・ 教育充実費 年間 20 万円×在学年数
→ 教育充実費年間 20 万円は在学中年度毎に納入いただくことになります。よって、長期履修学生制度の学費は、標準年限の 2 年で修了する学生に比べて、在学年数を増やした分、教育充実費の負担分が多くなります。

(三) 教育・研究環境の整備

【評価内容】

ほぼすべての教室にテレビモニター、OHC（書画カメラ）が整備されており、配布資料などを適宜モニターに表示することが可能となっていることによって、欠席した学生もしくは復習したい学生の利用に供することが可能であり、比較的よく利用されていることから、この点は高く評価できる。

【本会計大学院の教室設備について】

本会計大学院では、ほぼ全ての教室にテレビモニター、OHC（書画カメラ）が整備されており、配布資料等を適宜モニターに表示することが可能となっています。また、特定の教室には授業の様様をそのまま録画収録できるビデオカメラ等の機器が整備されており、基本科目と発展科目については概ねメディア（DVD）に収録しています。なお、収録したメディア（DVD）は当該授業を欠席した学生の補講（欠席フォロー制度）用として活用されています。さらに、スクリーンプロジェクターを使用して、パワーポイント資料などを大きなスクリーンに写し出して授業を行うことも可能です。

3. 本会計大学院が今後改善すべき事項として勧告された点

(一) 教員の構成

【指摘内容】

貴専攻の教育研究活動を継続していくという観点から、研究者教員の年齢構成が著しく偏っていることについて、適正化を図るとともに、速やかに今後の教員組織の整備を計画的に行うことが強く求められる。

(二) 定員管理

【指摘内容】

開学以来の入学定員の平均充足率が 43%にとどまり、恒常的に入学定員を確保できていない。また、在籍学生数が経年的に減少しており、2009（平成 21）年度の収容定員充足率は 30%である。学生の安定的な確保に向けたさらなる取り組みを図り、早急に改善することが求められる。

(三) 研究室等の整備

【指摘内容】

最先端の研究や国内外の制度の変化に対応した教育を展開するためにも、教員の活発な研究活動は不可欠であり、研究室をはじめ、専任教員に対する研究環境の適切な整備が強く求められる。

(四) 図書等の整備

【指摘内容】

公認会計士、税理士、および企業などに勤務する会計専門職業人の育成を図るとい
う観点から、図書館の蔵書が質・量ともに、十分に整備されているとは判断できず、
図書の早急な整備が強く求められる。

(五) 法令等の遵守

【指摘内容】

構造改革特別区域である千代田区との協定書（2006（平成 18）年 5 月 11 日付）に
よれば、第 1 条において「毎決算期毎に公認会計士又は監査法人による監査を受け
ること」になっているが、2009（平成 21）年 3 月期決算においては、監査法人によ
る会計監査契約を解除して、個人の公認会計士 2 人による「合意された手続実施結
果報告書」に変更し、協定に基づく措置を講じていない。千代田区は、この「合意
された手続実施結果報告書」に添付された貴法人の作成した財務諸表の受理を拒否
しており、現在、貴法人としては、受理されるべく折衝しているが、平行線のまま
である。したがって、千代田区との協定書に規定された「毎決算期毎に公認会計士
又は監査法人による監査」を受けるなど、このような事態を解消する適切な措置の
実施が強く求められる。

三、本会計大学院の見解ならびに今後の方針について

1. 評価結果に対する本会計大学院の見解ならびに今後の方針について

この度の大学基準協会による経営系専門職大学院認証評価の評価結果で、今後改善す
べき点として勧告された事項に対する本会計大学院の見解ならびに今後の方針につい
てご説明いたします。

(一) 教員の構成

(1) 教員の質について

本会計大学院では教員の定年制を定めておりません。その趣旨は、高度な教育
研究を実践していく際に、「年齢」という画一的規則により制限することは、原則
として望ましくないとの認識を有しているからです。

本会計大学院は、実務専門職の養成として新たに発足した大学院であり、その
理念を実現するには、多くの実務家に教員として教壇に立っていただかなければ
ならないと考えております。多彩な経歴を有する実務家教員が、教員としてその
実力を発揮するためには、これまで学問の世界で活躍してきた学者との有機的一
体を図ることが最も重要であると考えております。そのために本学の研究者教員
には、多くの研究実績を積み重ねてきた教員の中でも、実務家が学生時代に、大
学で教鞭をとっておられた先輩先生を迎えております。これら研究者教員は、殆
どが 70 歳以上であり、これまでに当該分野で最高水準の実績を積み重ねておりま
すが、今なお研究論文や著書の執筆、学会活動、学外委員会等における社会活動
など、いずれも現役として旺盛な活動を行っており、研究者教員としての実力は
若い世代に劣らぬどころか、はるかに凌駕している面もあります。これら実力あ
る研究者教員と実務分野において第一線で活躍している実務家教員との協力関係
は非常に良い状況であります。まずは、実務専門職分野を新たに開拓するという
新時代の大学院としての目的は達成していると自負しております。

本年（2009 年）度は本会計大学院の開設 5 年目となります。この 5 年間はいわ
ば本会計大学院の草創期ともいうべき期間であり、実務家と研究者とが、実務専

門職の養成という目的に向かって相協力してきたという期間であります。大学の自治の理念からもこの厳しい環境の中で良い方針であったと考えておりますが、「本専攻の教育研究活動の継続性及び後継者の養成」という観点からのご指摘はご尤もと存じますので、教員の年齢構成が適切なものとなるよう、今後、以下(2)の取り組みを行って参ります。

(2) 専任教員の年齢構成について

今後は、教員構成の次世代への移行に向け、中長期を見据えたカリキュラムと教員組織のあり方を審議する委員会を教学・経営の協働により速やかに組織し、アクションプランを策定して参ります。

まずは、2010（平成 22）年 1 月 13 日の臨時研究科委員会において、学校経営委員と同委員長出席のもと、以下①～④のとおり、今年 4 月の新規採用方針を確認いたしました。

- ① 2010（平成 22）年 4 月より、学部専任教員のうち、女性教員を含む 40 歳代から 50 歳代の研究者教員 5 名を大学院においても専任教員として採用すること。
- ② 2010（平成 22）年 4 月より、教育研究実績のある本会計大学院の TA 1 名を助教に昇格させること。
- ③ 2010（平成 22）年 4 月より、外部から 60 歳代の研究者教員 1～2 名を採用すること。
- ④ 外部から 30 歳代の研究者教員 6 名を講師又は助教として 2010 年度中に順次採用すること。この若手研究者教員は、高齢の研究者教員 6 名それぞれから指導を受けながら教育研究活動を行っていく。また、若手研究者教員は、高齢の研究者教員の指導に基づき、授業を分担して進めていく。

これにより、ひとまず、知の継承を実践していくために、年齢層ごとにバランスの取れた教員組織となります。

さらに、平成 22 年 4 月 1 日より、50 歳代の専任教員が新たに研究科長に就任いたします。

今後は、上述のとおり、教学・経営の協働による新委員会の下、中長期を見据えた教員組織を検討し、知識・技能を確実に次世代に伝承していく体制を整えて参ります。

(二) 定員管理について

(1) 入学者数について

ご指摘のとおり、本会計大学院は 2005 年 4 月に開設以来、入学者数は毎年、入学定員（60 名）には達していない状況が続いております。このような状況を改善すべく、本年度（2009 年度）におきましては 2010 年度春期入学者数確保のため、学生募集強化委員会を中心に広報・募集活動を積極的に実施いたしました。その結果、多数の方の出願をいただき、2010 年度におきましては入学定員（60 名）が確保される見込みとなっております。

(2) 入学者の質について

入学者の質についてご説明いたします。本会計大学院は「MBA+CPA」を標榜し、高度な会計専門知識・実践力および職業倫理観に加えてビジネスに対する理解を兼ね備えた、会計実務専門職の人材養成を行うという教育理念に掲げ、主たる学生像として、公認会計士、税理士、米国公認会計士その他有資格者、ならびに企業・団体等において会計実務に携わる社会人を想定し、アドミッションポリ

シーとして『会計実務専門家としての高度な実務専門能力を身につけ、将来、国内外を問わず活躍できる人物です。また、資本主義社会の発展を通してより豊かな経済社会の創造に貢献できる次世代のリーダーとしての社会の第一線で活躍したいと願う、意欲的でかつ向上心にあふれ、新しい時代のパラダイムにチャレンジできる発想豊かな人物です。』を掲げた専門職大学院です。

これまでの入学者の状況を見ると、ご指摘のとおり公認会計士や税理士の入学者は少数にとどまりますが、金融機関、企業の経理・財務部門や会計事務所にお勤めの方など会計実務に携わる社会人は相当数おります。これら、会計実務に携わる社会人からは、本会計大学院は高く評価されております。研究者教員からは会計原則・監査理論・経営学・法学の理論的な概念を学びつつ、実務家教員からは日々の実務に役立つ技能・知識を学ぶことができるからです。教員と学生との距離が近く、授業後のコンパや課外での補習授業が頻繁に行われていることも、高い評価につながっています。本会計大学院は、働きながら学ぶことを欲する社会人にとって、最良の教育機関であると自負しております。

2010年度春期入学者の確保におきましても、本会計大学院が掲げております教育理念やアドミッションポリシーに基づいた入学者の選抜を厳格に実施しており、入学者の質の確保にも十分考慮いたしております。そして、現在の出願者および出願見込み者も、例年通り、企業の経理・財務部門や会計事務所にお勤めの方が多く、不況下で、働きながら自己研鑽を図ろうという高い意識をお持ちです。2010年度春期に入学される方についても、企業の経理・財務部門や会計事務所に勤務する社会人が多数おります。

さらに、入学者の質を高めるために、TAの増員を図り、専任教員およびTAによる入学予定者向けに入学前学習等を実施いたします。具体的には、本会計大学院での高度な会計専門知識と実践力を養成のための学修の導入教育として、「財務会計基礎講座」および「管理会計基礎講座」を実施しております。

以上のとおり、2010年度春期入学においては入学定員の確保が見えつつある状況にあり、入学者の質も本会計大学院の教育理念に合致いたしております。

(財)大学基準協会におかれては、上記の状況を踏まえ、過年度に定員不充足があったことではなく、次年度には定員充足することも重視して、本件をご判断頂きたいと存じます。

(三) 研究室等の整備について

現在、教員研究室につきましては、千代田キャンパス内においては専任教員数16名に対して、個別研究室が「3室」、共同研究室が「2室」、ならびに教員ラウンジが「1室」となっており、ご指摘の通り一部の専任教員を除き個別研究室が設置されてはおりません。

なお、現在の専任教員の先生方からは、かえって共同研究室のメリットが指摘されています。例えば、本会計大学院の特色あるカリキュラムの1つである「マネジメント・シミュレーション」は、共同研究室において教員同士が議論を繰り返して、開発されたものです。このプログラムは複数の研究者教員と実務家教員により構成されております「マネジメント・シミュレーション委員会」を中心に研究・開発がなされました。現在のプログラムの研究・開発に際しまし

ては毎週のように本会計大学院の共同研究室において多岐にわたる議論やディスカッションが繰り返し行われ、現在でもさらなる研究・開発が引き続き進められております。ちなみに、共同研究室が委員会開催の場所となったのは、個別研究室が無かったという消極的な理由ではなく、各教員が一堂に会し議論や検討を繰り返し行うために適した場所であったからです。複数の、しかも、それぞれ異なる専門知識・専門分野の研究や実務経験を持ち合わせている教員が共同で研究・開発していくことが、本会計大学院の特徴である「理論と実務を融合した教育」の実践に役立つものと確信しております。

このような事例からもおわかりいただけるように、最先端の教育・研究活動の実践には、必ずしも個別研究室の有無といったハード面を整備することのみに傾斜する必要はないと考えます。さらに、今後次世代の研究者への移行ならびに若手研究者の養成には、「知識や技能の伝承」を積極的に行っていくことが重要であり、そのためにも今まで以上に、研究者教員相互の活発な議論や意見交換が可能となるような空間を提供していくことが必要であると考えます。
したがって、今後も、このような観点から本会計大学院としてふさわしい施設や環境を整備して参ります。

(四) 図書等の整備について

まず、前提といたしまして今後の展望をご説明いたします。

本会計大学院が使用しております千代田キャンパス図書館は総合キャリア学部との共有施設になっております。現状では、総合キャリア学部中心の蔵書分野ならびに運営となっていることは否めない状況にあります。しかし、本学総合キャリア学部は本年度より学生募集を停止し、2012年度をもって総合キャリア学部を閉鎖する予定となっております。このような状況に伴い、今後は現在総合キャリア学部で使用しております施設を徐々に本会計大学院に移行して参ります。千代田キャンパス図書館につきましても、本会計大学院を中心とした形で新規の図書購入や設備の拡充などを行ってまいります。

学部から大学院への移行につきましては、経営陣による意思決定が必要となります。そこで、今後は研究科委員会におきまして、学校経営委員長をはじめとした経営サイドが出席し、設備の拡充について具体的に議論をしてまいります。

①蔵書の質・量の整備について

ご指摘のように、本会計大学院が使用している千代田キャンパスにおきましては、本会計大学院自体の図書数は2万8,213冊であり、蔵書数としては少量でございます。但し、既述のとおり、学生は、5万4,939冊にも上る本学の蔵書全てを利用することが可能です。学生は、全国11箇所にある学部の他キャンパス図書館から図書を取り寄せて利用することが可能です。

また、本学は、国立情報学研究所のオンラインシステムである「目録システム(NACISIS - CAT : CATaloging System)」に参加しているため、教員・学生はこのシステムを利用して最新の目録所在情報を得ることができます。本会計大学院では、国内の他大学図書館にある資料を利用するための照会制度を整備しております。利用方法としては、紹介状(閲覧願)をもって所蔵機関で直接資料を閲覧する方法と、現物借用依頼をもって所蔵機関から資料を取り寄せる方法の2種類がございます。

さらに本会計大学院では国立情報学研究所が提供する論文情報ナビゲーター（CiNii：呼称 サイニイ）の定額制利用サービスを導入しています。これにより教員・学生は、本学のパソコン端末から、広範囲の分野の文献情報、学術情報などをネット上で検索・閲覧できるようになっています。

②図書館の開館時間について

本会計大学院の主な学生層が社会人であること、また、授業時間が平日は18:30～21:40、土・日は09:30～20:00となっていることを考慮し、学生に対して一層の教育環境の整備を実施していくとの観点から、現在、図書館の開館時間は平日（09:15～20:30）、土・日（09:15～17:00）となっておりますが、これを平日（09:15～22:00）、土・日（09:15～20:30）に延長します。

③中野第一研究所について

本会計大学院の設置会社である㈱東京リーガルマインドは、JR 中野駅から徒歩5分の「アーバンネット中野ビル」（地上6階建て 延べ床面積約1万㎡）の全体を賃貸契約にて、「中野第一研究所」として使用しております。この施設は特区内ではありませんが、公認会計士・税理士関連の研究スペースとして、269.68㎡を専有しております。また、当研究所の6階には本会計大学院の教員用の個別研究室があります。

当研究所では、会計分野の蔵書数1,190冊を設置しております。さらに、公認会計士・税理士関連の研究部門には、公認会計士試験合格者が5人、税理士試験合格者が10人、所員として勤務しております。この所員をRAとして教員の方々にご利用していただくことを検討しております。中野第一研究所と千代田キャンパスとは物理的には離れておりますが、両者は、社内LANにより、また、WEBにより各教員と研究員との間は常時、情報の共有がなされております。研究室・蔵書につきましては、必ずしも特区の区域内でなければその目的が達成できないという性格のものではないと考えております。

（五）法令等の遵守について

ご指摘の内容は、本会計大学院（以下、「本専攻」といいます）の設置当社である株式会社東京リーガルマインド（以下、当社といいます）が千代田区との間で、現在鋭意交渉を進めている事柄に関するものであり、その交渉の背景には、当社が設置するLEC東京リーガルマインド大学の学部における学生募集停止の決定があります。大学院を対象とした部門別認証評価の中で、本協定書に関する解釈が定められることは、事態の混乱を招くおそれがあります。以下1. 2. に当社としての意見および見解を申し述べさせていただきます。

（1）本協定書の前提には大きな変化がありました。

本専攻の設置運営主体たる当社は、2009年7月、特区自治体である千代田区に対し『合意された手続結果報告書』を提出いたしました。千代田区は、これを受理せず、当社に返却いたしました。

千代田区が上記報告書を当社に返却した理由は、当社と公認会計士との間で合意され、実施された手続（合意された手続）が、千代田区と当社との協定書に定める「公認会計士等による監査」に含まれないから、というものでした。

しかし、当社としては、当該「合意された手続」は、協定書に定める「公認会計士等による監査」に含まれると判断いたしております。

この点、当社は、千代田区以外の13の特区自治体との間で、千代田区と同様の協

定書を締結していますが、2009年7月の段階で、千代田区を除き、全て上記報告書を受理いただいております。

かかる事実からも窺えるように、当社が提出した上記報告書が協定書に定める会計監査報告書に当たるか否かについて、当社と千代田区以外の13の特区自治体は同じ見解に立っております。

担当の公認会計士からも、現在の監査を取り巻く状況変化を踏まえ、本件協定書の解釈につきまして当社の見解の正当性について賛同のご意見をいただいております。

もとより、当社といたしましては、意図的に協定違反を行うものではございません。

2月17日には、千代田区副区長と当社代表取締役とが会談を行い、この問題の解決へ向け一定の方向性を見出しております。

現在、千代田区と当社の当事者間において、協定書の文言を形式的に解釈することなく、従来の監査（任意監査）を踏まえ、利害関係者が納得のいく方法について協議いたしております。

千代田区と当社との協定は、法律上は契約であります。契約でありますから、協定書に「疑義があると認められた事項については」「協議を行う」との文言が入っております。従いまして、公序良俗・強行規定に反しない限り、当事者の合意によって規定の解釈の変更を行うことができるのでございます。いまその交渉中でありませぬ。

(財)大学基準協会におかれては、以上のような状況をご賢察のうえ、再度、事実認定を行って戴きたいと存じます。

なお、現在、当社といたしましては、現行協定の改訂を千代田区に求めております。

本協定書が締結された時点と現在とで、特区の状況が大きく変わっているためです。

本協定書が締結された平成18年の時点では、当社が設置するL E C東京リーガルマインド大学の学部は全国14キャンパスに広がり、学生が今後も増え続けていくことが前提となっておりました。しかし、現在では、全ての学部キャンパスについて新規学生募集は停止しています。千代田区のキャンパスについても、2009年6月に新規学生募集停止を決定し、発表いたしました。以上のように、学部は将来的に閉鎖される見込みであります。

また、学部廃止前の現在でも、すでに大学院のみでの収入・支出は当社の事業規模と比較して、1%にも満たない、非常に小さいものとなっております。

このような状況変化に鑑みると、当社全体を監査すべきものとする本協定書の内容については大きく見直しをしていくべきと考えております。

財務の健全性そのものにつきましては、上述の「合意された手続き」のほか、特区自治体に対する四半期ごとの経営状況報告や入学希望者及びその保護者・在学生及びその保護者等の関係者に対する業務状況書類の閲覧・謄写などの情報開示により、十分に担保されております。

以上のとおり、このたびの監査報告を巡る当社の対応は、事情変更に基づくものであり、遵法精神に悖るものではないとともに、財務の健全性そのものについても疑念を抱かせるようなものではございません。

本件につきましては、協定の当事者間で慎重に事を進めており、現時点で、協定書の一解釈を前提とする勧告が行われることは、現在進行中の交渉を度外視するものであり、望ましい解決を阻害するものとなりましょう。(財)大学基準協会におか

れては、今後の交渉の進展の善処にご配慮のうえ、再度評価を賜りますよう、お願い申し上げます。

(2) 部門別認証評価の評価対象項目には該当しない事由です。

本件認証評価は、いわゆる部門別認証評価であり、その根拠法令は、学校教育法第109条第3項です。同条項によると、部門別認証評価の評価対象項目は、当該評価客体（本件では、本専攻）の「教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況」であります。

本件では、実質的には、評価客体以外の客体たる当社と特区自治体との協定に言及しておりますが、これは、上記の「教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況」のいずれに該当すると考えればよろしいでしょうか。

もとより、当社及び本専攻は、上記法令に基づき（財）大学基準協会が定め、文部科学大臣に認証された「関連法令等および学内規程は適切に遵守されているか」という評価基準を十分承知いたしております。

しかしながら、部門別認証評価である以上、上記評価基準は、あくまでも部門（本件では、本専攻）を客体としてあてはめを行うべきです。

本件で、上記基準を本専攻にあてはめれば、評価基準を十分充たしていることは明白でありましょう。

（財）大学基準協会は、上記基準を実質的に評価客体以外の客体たる当社にあてはめております。

特区自治体と学校設置会社との協定は、特区自治体が学校設置会社の経営状況を把握するために定めたものです。学校設置会社の経営状況等については、いわゆる機関別認証評価において評価されるべき事柄であり、今回の部門別認証評価の対象外ではないかと思料いたしますが、いかがでしょうか。事実、今回の評価活動においては、上記の協定に言及する以外は、当社の経営状況に関する調査は一切行われておりません。

以上のように、本件勧告は、部門別認証評価の範囲を超えてなされており、学校教育法を解釈いたしますと、いささか疑問に感じております。

なお、千代田区との協定は、法律上は契約です。法律でも政令でも省令でもありません。「法令等の」という御指摘は、マスコミ・一般人の誤認を誘発するものと思料いたします。

.....

このたびの認証評価結果のいかんに関わらず本会計大学院では、今後とも新年度よりご入学される皆さまの入学前学習はじめ、在院生の方々の学修環境のさらなる向上やカリキュラムの充実等のため教職員一同、一層努力して参ります。

以 上

LEC 東京リーガルマインド大学大学院 高度専門職研究科会計専門職専攻（LEC 会計大学院） 事務局 〒101-0061 東京都千代田区三崎町 2-7-10 TEL : 03-3222-5184（平日 9:15~20:00 / 土曜 9:15~17:00） FAX : 03-3222-5188 E-mail accounting@lec.ac.jp
